

## 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

概要	令和6年度介護報酬改正により、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を設けた上で、 <u>テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直し</u> がされた。
----	--

### ●要件

#### 1 文書により利用者の同意を得ること

- 利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は2月に1回であること等）を懇切丁寧に説明すること
- 利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されない。

#### 2 サービス担当者会議等において、次に掲げる①～③の事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること

- ① 利用者の心身の状況が安定していることを主治の医師等による医学的な観点からの意見や以下に例示する事項等を踏まえて総合的に判断していること
  - 介護者の状況の変化が無いこと。
  - 住環境に変化が無いこと  
（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）
  - サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと
- ② 利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができること（家族のサポートがある場合も含む）
- ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること

#### 3 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること

### ●留意事項

#### ①主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法

サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会やサービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されるが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要

#### ②他のサービス事業者との連携による情報収集について

- ・サービス事業所の担当者の同意を得ること
- ・サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要

※サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、「情報連携シート」を参考

## 【参考】

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について ⑰ モニタリングの実施

## ●Q&A

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (介護保険最新情報 Vol. 1225)

### 【居宅介護支援・介護予防支援】

#### ○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 106 テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員が訪問している間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。

(答)

訪問介護の提供に支障が生じない範囲で、例えば ICT 機器の On/Off 等の協力などを行うことは差し支えないが、具体的な実施方法や連携方法等は、あらかじめ指定居宅介護支援事業所と訪問介護事業所とで調整すること。また、協力・連携の範囲について、利用者の要望や目的によっては、適切ではない場合等もあると考えられるため、その必要性等については、状況に応じて判断する必要がある。

#### ○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 107 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成後、初回のモニタリングについてもテレビ電話装置等を活用して行うことは可能か。

(答)

要件を満たしていれば可能であるが、居宅サービス計画等の実施状況を適切に把握する観点から、初回のモニタリングは利用者の居宅を訪問して行い、その結果を踏まえた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能かどうかを検討することが望ましい。

#### ○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 108 情報連携シートの項目はすべて記載する必要があるか。

(答)

テレビ電話装置等を活用したモニタリングのみでは収集できない情報について、居宅サービス事業者等に情報収集を依頼する項目のみを記載すればよい。

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 109 サービス事業所に情報収集を依頼するにあたり、情報連携シートではなく、民間の介護ソフト・アプリの記録機能を活用する方法は認められるか。

(答)

情報連携シートは様式例であるため、必ずしもこの様式に限定されないが、介護ソフト・アプリの記録機能を活用する場合においても、情報連携シートの項目と照らし、指定居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者等の連携に必要な情報が得られるかを確認すること。

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 110 利用者に特段の事情がある場合には1月に1回（介護予防支援の場合は3月に1回）のモニタリングを行わなくてもよいが、利用者が使用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングが実施できなかった場合は特段の事情に該当するか。

(答)

該当しない。この場合は、利用者の居宅への訪問によるモニタリングに切り替えること。

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 111 文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。

(答)

利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄にチェックを入れることにより同意を得ることは差し支えない。

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3) (介護保険最新情報 Vol. 1245)

**【居宅介護支援】**

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 5 テレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う月において、サービス利用票（控）に利用者の確認を受ける方法としてどのようなものが考えられるか。

(答)

訪問によるモニタリングを行う月において、直後のテレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う月の分もサービス利用票（控）を持参し確認を受ける方法や、電子メール等により確認を受ける方法等が考えられる。